

# 国文学研究範圍の拡大について

——改元詔書、即位の宣命を論じて昭和二十年の詔書に及ぶ——

岩 下 紀 之

1

昭和二十年八月、日本はポツダム宣言を受諾したが、天皇は自ら詔書を読みあげ、放送を通じて国民にそのむねを周知させたのであった。事柄は重大であり、国民全員の一人一人の運命に影響すること、それこそ放送を聞いたものみならず、当日のことを記憶し、語り継いで来た。したがって、公表された回想録も無数にあつて読みつくすなどできるはずもないが、代表的なものとして、『文芸春秋』平成十二年二月号「20世紀衝撃の一日」なる、丸谷才一、鹿島茂両氏の対談を引いてみよう。

丸谷 戦前の日本のラジオは、今のものと大違いで、とても故障しやすいものでね。(中略)だから玉音放送も状態の悪いラジオで聞いた人も多かったでしょう。(中略)アンケートでも、みんな、玉音放送を聞いても何だかわからなかった、とありますね。これには理由が二つあると思うんです。ひとつは詔書の文章。これが耳で聞いてわかるように書いてない。もっと言えば、国民にわからせるために文章を書いていないんです。

鹿島 字面優先で書かれていた。確かにあれに比べたら、明治維新のときの五箇条の御誓文の方がまだわかりますね。

丸谷 僕も兵隊だったのですが、あの日は半日かかってみんなに講義しましたよ。(中略)一番わからなかったのが「五内為ニ裂ク」という部分。(中略)諸橋の大漢和で引くと「五内」はゴナイになってますね。「五蔵。又、心の内をいふ」とあった。

鹿島 それにしても、丸谷さんの学力をもってしてもわからなかったのに、漠然とではあれ、よく当時の日本人は負けたとわかったものですね。(中略)うちの親も言っていましたね。頑張れ説と負けたんだという説が対立して、負け組がやや優勢だった(笑)。次の日に新聞を見てようやく確認できたそうです。

丸谷 もうひとつ、玉音放送がわかりにくかった理由として、昭和天皇の朗読が下手だった、という説を唱える人がいます。これには、僕は少々異を唱えたい。これはひとり昭和天皇の問題でなくて、日本文化全体の問題だと思えます。当時の日本人で、マイクに向って文章を読むという訓練をしている人はほとんどいなかったでしょう。

長い引用になったが、このように生き生きと語られた回想のうちに、当時の日本の放送受信機の性能、聴取者の聞き取りの能力、読み手の問題等々が指摘されており、天皇自身による放送という事実の重みは別として、詔書の内容の伝達については十分な成果はあげられなかったように思われる。翌日の新聞報道によって、確実に国民に周知されたことになるのである。

さて、戦後生れの人間が、六十年後からこの当時の歴史を瞥見すると、八月十五日の事件は二つの点で不可思議に思われるのである。一つは、陸軍がただちに組織的軍事行動を停止したことであり、もう一つは、当時の人々が、この陸軍の動きをごく自然に受けとめ、何ら驚きを示していないことである。この時点において日本軍は広く東アジアに展開し、各地の状況はさまざまであった。指揮系統の崩壊した方面もあり、占領軍として支配地を確保している方面もあり、日本本

土にもそれなりの部隊を置き、戦意を失なっていたわけではない。昭和初期以来、軍の下部組織は中央の指揮に従わずに暴走し、軍は下部を統制することができなかつた。政府はこのような軍の動きをおさえることができず、戦闘地は拡大し、国全体がひきずられていった。しかしこの詔書が発せられると、一部の暴発はあつたにせよ、戦闘はただちに終熄、武装解除となり、以後は軍と海外日本人の引きあげとなつた。承詔必謹、要路の人々は昨日まで海外への進出に力をつくしていたのを、ただちに帰国への指揮をとることとなつた。この詔書は、これらの人々を心から納得させる威力を発揮したのである。とすれば、この一文書は、「力をもいれずして天地をうごかし、めに見えぬ鬼神をもあはれとおもはせ、たけきものふのころをもなぐさ」めたのであつて、この詔書自体一つの文学的文章と見ることができないのではないか。従来このような見地からの研究はなされていまいかに思うのであつて、この試論は不充分とならざるをえないが、手さぐりではじめてみよう。また、このような立場であるから、本稿は何ら政治的な意図を持たないことも申し添えておく。

## 2

元来帝王のことは、記録され、読み継がれ、記憶されるべきものであつた。その最古の記録は堯にさかのぼる。『論語』に、

堯曰、咨爾舜、天之歴数在爾躬。

とある。これら古の諸王のことは最も多く保存するのは、むしろ『尚書』であつて、堯典篇にはじまり、甘誓、湯誓以下、夏殷周三代の諸王のことは見ることが出来る。司馬遷は『史記』の三代の本紀を撰するにあたり、これらを重要な資料として本文にとりこみ、甘誓、湯誓篇のごときは、そのまま本文に引用している。さらに秦始皇本紀二十六年の条まで読み進むと、群臣が尊号をたてまつり、「命を制と為し、令を詔と為す」ことを請うと、「可」としたと見えている。こ

うして、帝王からくだされることばについて、『尚書』以来の、誓、誥、秦以来の制、詔、またその他の勅、冊などの名称がととのつて来る。

漢武帝は元光元年、「賢良の詔」を發し、天下に士を求めた。「書を以て対へ、これを篇に著はせ。朕親ら覽ん」とあつて、筆記試験によつて官吏を採用する、科擧の淵源をなす事件である。『漢書』は詔の全文を載せ、この時董仲舒、公孫弘等が出づ、と記している。ところで、この詔を『文選』が採録しているのである。『文選』に、詔勅の類が採られているのは、現代人の目から見ると何かそぐわないものを感じるのであるが、これにおさめる文体には例えば文という部類がある。これは官吏候補者に科した試験問題である。序の部には、毛詩序、尚書序、春秋左氏伝序などがあり、いずれも經書に附した序文である。こう見てみると、中国の古来の文学觀は我々のそれとは随分異つていたことがわかる。

結論から言えば、『文』『文章』の世界が存在し、それは、經・史・子・集のいわゆる四部全体からなつていのである。帝王のことばがまさに「文」であるがために、經書にも史書にもとり入れられるし、また詩文集におさめられるのである。魏文帝「典論論文」に言う、「蓋文章經国之大業、不朽之盛事」(『文選』卷五十二)の文章とは、このようなものであり、劉勰の「文心雕龍」はこれらの文体の一つ一つを論じている。同書の第五章「弁騷」は『楚辭』を、第六章「明詩」は詩を、第八章「詮賦」は賦を論ずるが、それらに並んで、第十九章「詔策」は皇帝のことばを論じている。

### 3

官僚制度の整備にともない、詔勅類の起草の手續きが固まつてくる。『三国志』太祖紀建安十八年条に、曹操を魏公とするみことり、文帝紀黃初元年条には、禪讓のみことりを載せるが、『文心雕龍』詔策には、

潘扇九錫、典雅逸羣、衛覬禪誥、符采炳燿

と記し、それぞれの作者を明らかにしている。後漢王朝は名文とともに消滅したのであった。さらに、

自魏晉詔策、職在中書

とあり、漢代には詔勅作成に外部の手を借りたのが、次代は常設の官僚機構の職掌となったことになる。唐代については簡潔明瞭な『制度通』を引用しておこう。

唐のはじめには、文書詔令皆中書舍人<sup>(注二)</sup>是を掌る、太宗の時分に、時の名儒をめして、制を草せしむ、玄宗の世に、翰林学士を置いて、専ら内命を掌らしむ

すなわち、天子のみことのりの中書・翰林の官吏により職務として起草され、皇帝の名のもとに発布される。現代の著作権の概念とは全く異った論理であり、これを帝王の側から見ると、自らの意志を宣明すべく、輩下の政府のしかるべき部署に、前例を調査させ、適当な文飾をほどこさせただけのことである。一方実際の作者はその時代の代表的文人であり、書きあげた文章によって文名を確保できた。曹操を魏公とするのみことのりは、『三国志』本文には作者名は記されないが、これを採録した『文選』には、潘元茂という作者名を銘記する。歴史書は後漢献帝の政治的行動を記述するが、その作者名は秘密ではなく、文学者の業績として伝えられて行くのである。

『文選』の作中、天子のみことのりと目すべき作品は、ここで見た漢武帝の詔二首と、潘元茂の「冊魏公九錫文」一首の計三首であった。次に唐代の例を確認しておこう。『白氏長慶集』は、もとより白居易の集であるが、科擧出身の官吏として翰林学士、知制誥の職歴を持つこの詩人には、当然詔勅類の作がある。同集の卷四十八から五十三は中書制誥、卷五十四、五十五は翰林制誥、卷五十六、五十七は翰林制詔の見出しがある。『長慶集』全体は七十数巻、そのうちの十巻が詔勅類で占められている。

同じ調査を『文苑英華』について行なってみると、全一千巻のうち巻一から一五〇までが賦、巻一五一から三三〇までが詩で、両者で全体の三分の一の量である。ところが、卷三八〇から四一九が中書制誥、卷四二〇から四七二が翰林制詔

で、合せて九三巻を占めている。帝王のことが、詩・賦と並んで、重視されていることは明らかである。

『全唐文』においても詔勅類は重視され、全一千巻のうち冒頭からの九十四巻は高祖から哀宗に至る皇帝の文集で、その多くは詔勅にほかならない。高祖による建国、哀宗から後梁への禪讓、いずれも長大な詔書によって宣言される。『文苑栄華』は北宋の太宗により、『全唐文』は清の仁宗による、それぞれ勅撰の書であるが、宋の宋敏求一個人による『唐大詔令集』は唐の詔勅を集めたもので全百三十巻。うち十四巻から二十四巻、八十七巻から九十八巻の計二十三巻は散逸した。本書は内容による分類をほどこした編集で、即位、改元などに部類されている。これら三書によって唐の偉大な文運を偲ぶことができるが、詔勅類はその一環であり、その集成は単なる歴史資料の収集ではなく、名文と評価されていることである。

ここで我が国に目を転ずると、詔書の作成については『職員令』に明記されている。

中務省（中略）大内記 掌造詔勅、凡御所記録事

とある。さらに『公式令』に詔書以下、詳細に書式が定められ、『延喜式』巻十二には中務省、内記についての記述がある。詔勅について唐の中務省が管理していた職務を、日本では中務省が行なっていたのである。

平安時代の実例を見るに、当時の文人の集として『都氏文集』巻四に、詔五首、勅書九首、勅符五首をおさめる。『菅家文章』巻八に詔二首、勅七首をおさめる。両者の作は、『三代実録』貞観から元慶にかけてに記されており、史書には作者名を記さないこと、中国と同様である。また、都良香の「応早速討滅夷族事」と題する勅符は『本朝文粹』巻二に見える。この巻二は、詔として、慶滋保胤の改元詔など六首、その他勅書一首、勅答七首を収録する。この種の文章を詩賦類とならべて鑑賞するという平安時代の人々の意識も、中国の文人と同じであった。

ただ、それ以後の歴史は大いに異っている。隋・唐以後の官吏は、科擧の成績によって官歴が決定するが、特に明からは成績一位から三位までの合格者は翰林院に任官するという<sup>(注三)</sup>ことで、この地位が最も顕要な所でありつづける。しかし、

日本では内記が名譽ある職として、都良香、菅原道真らが任じられていたにせよ、それ以後地味な職になってしまふ。平安後期、内記の職務遂行のため『柱下類林』と称する詔勅宣命集があつたとのことだがつとに散逸し、『職原鈔』は中務省について

本朝近代之例、頗無其実

と述べる。外記の職務が官務・局務の名称のもと小槻氏、中原氏によつて世襲されたのに対し、内記の職務がどうなつたかはあまり注目されなかつたように見える。官務家の長興、局務家の師守らは著名な日記を残し、しばしば故実について諮問されているが、内記職についてはあまりそのような活動が伝わらない。

しかし中務省が全く実を失なつたかというところではない。中務卿はつとに親王が任せられる例となつたが、さすがに前中書王兼明親王、後中書王具平親王といった人材は求むべくもないにしても、鎌倉時代以後も『本朝皇胤紹運録』にあつたと、宗尊親王、常盤井宮全仁親王、後二条院後裔の康仁親王、そのまた後裔の邦康親王、後醍醐天皇の皇子尊良親王、伏見宮貞敦親王など、さらに江戸時代にはいつても後西院皇子長仁親王、有栖川宮職仁親王などに中務卿の肩書が見える。大内記については『尊卑分脈』によつて藤原式家明衡の子孫敦基、敦光などの系統が平安後期まで、南家貞嗣流の茂範、明範兄弟の子孫が鎌倉末まで、この職についていることが確かめられる。この両家はそれぞれ系統が絶えたが、ひとり菅原氏は明治まで学問の家としての命脈を保つた。

詳細を見ると、菅原氏は平安時代以後唐橋、高辻、五条、東坊城など諸流に分れるが、それぞれが文章博士、大学頭、大内記の職に就いている。室町以降は藤原南家・式家の断絶により、これらの諸官は菅原氏によつて独占されるに至る。中世までの記述は『尊卑分脈』により、江戸中期までは『諸家伝』によつて概略を把握することができる。『公卿補任』は明治元年まで続いているが、最後に記された人物は偶然にも菅家の高辻修長で、九月十四日従三位に叙せられ、それまでの経歴がわかる。略記すると、嘉永五三六、補文章得業生、万延元二四、兼文章博士、文久三正廿二、兼大内記、と

あり、清公、是善、道真以来の学問の家を千年にわたり守り続けたことになる。

こうしてみると官務・局務の家に比して、菅原氏が中世以後目立たないような印象があるのは錯覚であって、外記の家は四位止りの中、下流の家柄であったのに対し、菅原氏は文章博士・大学頭・大内記などを経て大納言まで昇進する家格を維持しとおしたのである。式家・南家の大内記職に就いた人々の官歴はそこで終了していたが、菅原氏にとってはそこは通過点に過ぎなかった。先例等を諮問されるには格式の高い家であつたらうし、取り扱う職務も中務省に由来する詔書類で、外部から問い合わせの多い種類のものでもなく、したがって記録が残ることも少なかったのであろう。

#### 4

ここに『歴代詔勅集』について内容を紹介しておこう。明治四十三年<sup>一八七〇</sup>月十五日、帝国皇学会事務所より、上・下二巻で発行されたものである。編纂の主旨をその例言に探ると、

詔勅は我臣民に於て日夕之を服膺し須臾も忘るへからさる一大至要の宝典たりとし、

臣民万世に遵奉すへき聖訓を一帙に収め以て拝覧に便ならしめ  
という。しかし、

一旨同種のもの頗る多く（中略）改元、大赦（中略）等の類の如きは概ね節略し  
という方針で編集されている。

次に内容を概観すると、上巻は神武より孝明まで全三一四編。その内訳は、神武より光孝まで二九一編、宇多より孝明まで二十三編ということで、六国史時代に比べ、それ以後がきわめて少い。宇多以後の収録数を記しておく、宇多六、

醍醐一、朱雀五、村上二、華山一、一条一、後一条二、安德四、後鳥羽二、後嵯峨一、龜山一、後伏見一、花園一、後醍醐一、後花園一、孝明二、である。室町、江戸はそれぞれ一天皇の名しか見えない。六国史においても、宣命類は文武即位、光仁天皇の遣唐使に節刀を授くる宣命、の二編しか収録していない。奈良時代の諸帝は大事件に際ししばしば宣命を發しているのだが、聖武天皇の大仏関係の、孝謙・称徳天皇の橘奈良麻呂の変、道鏡の事件に際しての、また光仁天皇の他戸皇子廢太子の際の、それぞれなまなましい諸宣命は、この書に見出すことはできない。本稿では改元の詔書、即位の宣命を論じようとするが、そのためには別に六国史やその他の諸書にあたらなければならなかった。

下巻は明治天皇一代にあてられ、以下の分類で遺漏なきを期したようである。皇室四七、祭祀四、内治五六、外交三二、軍事一三三、これは討幕の密勅を含んでいる。教育二〇、議會一六八、勸業三三、忠功臣六四、附録として大日本帝國憲法などを載せる。詔勅類は計五五六編を収録し、おのずから明治時代史をなしている。上巻に比して非常に多数の集成を見るが、江戸時代までの詔勅は、何といつても令制の建前があり、中務省の実体は消滅しても、書面上は一定の書式のもと、中務卿、大輔の署名、太政大臣以下の太政官高官の署名がなされていたのである。維新後はしばらく特段の定めもなく、大内記職も消滅したと見え、詔書の作者は明らかにされなくなった。その後明治四十年に至って公式令が勅令によって定められた。つまり明治の大半は、天皇から發せられる文書が、そのまま詔勅、あるいは勅語として扱われ、それらを広い範囲で収録したと考えられる。

以上概観を述べたが、現代の目からは、聖訓を拝覽する、あるいは同種のものの方針は史料集として見るには精度を割り引かざるを得ないが、これだけを集めたという努力には敬意を払うべきである。また上巻の、ほぼ全部が漢文体で、何ら訓読も注釈もない書物を出版できたところに、明治時代の読書人の学力の程度を推し量ることができる。

大正三年十月、有朋堂文庫の一冊として、『詔勅集』が発行された。文学の叢書として著名な文庫に、この種の巻があることには大いに注目すべきで、これ以後の文学全集類ではたえて見られない編集と考えられる。しかし、内容は孝明天皇

までは先の『歴代詔勅集』とほとんど同じである。文庫の別巻解題に、

神武天皇より明治天皇に至る迄の御歴代の詔勅宣命等を、最も信憑すべき材料によりて当編集局が謹撰せるもの也。とするが、先行書を「最も信憑すべき材料」と評したにせよ、問題なしとしない。明治天皇の部は確かに独自の編集がなされ、全体を編年化し、時に落ちはあるものの出典を明示し、独自に何編かを発見し、さらに神武以来の詔勅全体に対する索引を作成している。本稿では、この発見された一、二について、後で考察を試る。

昭和十三年十一月三日、目黒書店より『歴代詔勅集』一巻が出版された。例言を引くと、

御聖徳を拝仰し得るものを中心として、国史上重要なものを信憑すべき史料によりて蒐集

というので、明治版と目的は同じことであり、したがって、批判も同じことを言うしかなからう。また、

鎌倉時代以降、明治に至る間は、宸翰御願文・御訓誠書・御消息・御奥書等をも之を謹載したり。

とある。中世以降の宸翰その他の収録は、この頃の詔勅類がはなはだ少かったことの反映である。その他明治版に対し増補されたものを見るに、天照大神、高皇産靈尊の神勅をはじめ、聖徳太子の十七条憲法、その他天皇の単なる会話などもおさめられる。珍らしいものでは、推古天皇の隋の煬帝への国書で、『隋書』を引いている。このように詔勅の範囲を拡大しているのだが、明治版と同じく、宣命類をあまり収録せず、先に指摘した聖武、孝謙、光仁の宣命はやはり採られず、即位、改元なども特に注意されていない。体裁としては、漢文体のものは訓読文を先として、次に原文をかかげる。明治版や有朋堂文庫の読者と違い、昭和十三年になると訓読文が必要となったのである。

明治天皇の詔勅は内容を精選し、以後昭和十三年十月三日までをおおっている。全編漏れなく出典を明示し、索引を附するなど、近代的な水準を達成している。発行者はこれを自費出版し、弘く諸学校に頒布したのであり、造本堅固の出来映えとともに、まことに壮挙と言うべきである。

さて、このように見てくると、詔勅類の歴史の変遷をある程度まとめることができよう。六国史の時代、即位、改元、

大赦、その他の大事件に際し、令の定めるところによつて詔勅が発せられ記録されてきた。それ以後になると、その数が著しく減少してくる。古文書の研究からは次のように言われる。

勅旨をつたえる文書として、公式令は詔・勅をさだめているが、その權威を誇示するために様式・手続きとも複雑で仰々しいものであった。そこで勅旨を迅速かつ手続きも簡単に伝えるために採用されたのが宣旨である。(注三)

宣旨を伝達するのが藏人であるから、頭中将が活躍する王朝文学の盛時は、詔勅の役割が低下した時代でもあった。院政が開始されると天皇の権限はさらにせばまり、やがては武家政権の時代にはいつていく。即位と改元の二つは、最後まで残された詔書を必須とする行事と考えられるが、幕末の例を詔勅集で確認することができるので、これを考えてみたい。

## 5

孝明天皇は安政改元に際し、次の詔書を発した。長いものだが原文を見よう。(注四)

### 改元安政詔

蓋聞。皇猷得レ宜。而寰宇又安。則天地表ニ祥瑞之應。庶政不レ明。而民人疾苦。則陰陽示ニ灾眚之變。嗚呼可レ不レ愼哉。朕叨以ニ眇々之躬。恭託ニ元々之上。自レ續ニ鴻業。八閔ニ寒暑。夙夜祇畏。匪レ遑ニ底寧。然誠不レ感レ物。化不レ覃レ遠。元氣鬱塞。祝融爲レ祟。宮闕蕩然。殃逮ニ閭閻。洋夷出沒。腥羶薰騰。邊海不レ靖。勤ニ勞士夫。加之。六月以來。坤德逆レ常。近畿地震。餘動及レ京。于レ今未レ息。詳念。咎徵在ニ予一人。思レ俾下導ニ迎大和。式弭中消衆變上。宜下易ニ冠元之名。普施中有過之澤上。其改ニ嘉永七年。爲ニ安政元年。大ニ赦天下。今日昧

爽以前。大辟以下。罪無<sub>レ</sub>輕重<sub>一</sub>。已發覺。未發覺。已結正。未結正。咸皆赦除。但犯八虐。故殺。謀殺。私鑄錢。強竊二盜。常赦所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>原者。不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>此限<sub>一</sub>。又復<sub>二</sub>天下今年半徭<sub>一</sub>。老人及僧尼。年百歲以上。給<sub>二</sub>穀四斛<sub>一</sub>。九十以上三斛。八十以上二斛。七十以上一斛。庶<sub>下</sub>幾自今與<sub>レ</sub>物一新。上答<sub>二</sub>天譴<sub>一</sub>。下協<sub>二</sub>人望<sub>一</sub>。六府維修。萬方無<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>虞。布<sub>二</sub>告天下<sub>一</sub>。令<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>朕意<sub>一</sub>。主者施行。

全文を二段落到区切つて考へてみよう。「蓋聞」からはじまる正文は、改元の理由を述べているが、これはその時々で異なるはずであるから、起草者は改元の都度文章に工夫をこらしてきたに相違ない。「洋夷出沒」という開闢以来の事件、そのため「辺海不靖」という事態、そこで改元をするという動きになるのを、このような伝統的六四駢儷文に整えている。

後半部の「大赦天下」のくだり、「又復天下」のくだりは、はなはだいぶかしく思われる。安政改元の時期に、皇室に全国へ大赦を号令する政治力があるはずもなく、また租庸調の徴収が行なわれていることもありえず、天下の半徭を復するなどというのは全く無意味であつたらう。とすれば、改元にもなう大赦、高年者への賑恤という言葉は何故ここに書かれるのだろうか。徳川幕府の衰退を感じとつた天皇権力の側が、全国的な權威を回復しようとして復古的な詔書を發したのだろうか。「歴代詔勅集」は改元の詔書を「一旨同種のもの頗る多く」という理由で「概ね節略」しており、個別の史料にあつての調査を迫られることになるのである。しかし、改元や即位の詔書は重大な政治的局面において發せられるのであるから、これを簡単に「節略」するのはいぶかしいことであり、現に『唐大詔令集』は卷一に太宗から哀宗までの即位冊文をおさめ、卷二は即位赦の上、卷三は即位赦の下と改元の上、卷四は改元の中、卷五は改元の下という具合に、これらを最も重視した編集をしている。日本においても改元の詔書を起草した人々はそれなりに工夫をこらし、後世に恥ぢぬ文章をと努力したに相違なく、詔勅集の編者は古人の意識を捉えそこなつた面があるのではないか。

さて我が国の年号は大化から始まるが、文武天皇の太宝から現在まで絶え間なく継続してきた。六国史の覆う時代は改

元の詔書はすべて掲載されており、そのうち、和銅、靈龜、養老、神龜、天平、宝龜、天応、嘉祥の改元詔書には、大赦と賑恤がくみ合わされて見えており、その他の場合にも、大赦と賑恤のいずれかが行なわれることが多い。和銅改元の詔書は大いに体裁が備わり、後代の手本となったものと思われるので、ここに引いてみよう。(注五)

詔曰。現神御宇倭根子天皇詔旨勅命乎。親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞宣。高天原由天降坐志。天皇御世乎始而中今尔至尔麻呂。天皇御世御世天豆日嗣高御座坐而治賜慈賜來食國天下之業母隨神所念行佐久ノリヲ大命乎衆聞宣。如是治賜慈賜來留天豆日嗣之業。今皇朕御世尔當而坐者。天地之心乎勞弥重弥辱弥恐弥坐尔聞看食國中乃東方武藏國尔自然作成和銅出在止奏而獻焉。此物者天坐神地坐祇乃相于豆奈比奉福奉事尔依而顯久出多タカラアル羅之止。神隨所念行須。是以天地之神乃顯奉瑞寶尔依而御世年號改賜換賜波久詔命乎衆聞宣。故改二慶雲五年一而和銅元年爲而御世年號止定賜。是以天下尔慶命詔久。冠位上可レ賜人々治賜。大ニ救天下。自二和銅元年正月十一日味爽一以前大辟罪已下。罪无二輕重。已發覺。未發覺。繫囚見徒。咸赦二除之。其犯八虐。故殺人。謀殺人已殺。賊盜。常赦所レ不レ免者。不レ在二赦限。亡二命山澤。挾二藏禁書。百日不レ首。復レ罪如レ初。高年百姓。百歲以上。賜二初三斛。九十以上二斛。八十以上一斛。孝子順孫。義夫節婦。表二其門閭。優復三年。鰥寡惻獨不レ能二自存者。賜二初一斛。賜二百官人等祿。各有レ差。諸國々郡司加二位一階。其正六位上以上不レ在二進限。免二武藏國今年庸當郡調庸一詔。天皇命乎衆聞宣。

本文は宣命体であるが、実は唐の改元詔書をなぞって書かれており、「可大赦天下」「日味爽以前、罪無輕重」などが、たとえば高祖の武徳改元詔書に見えている。これ以後の改元詔書は漢文で書かれ、安政の詔書もこうした伝統に連つ

ているのである。六国史以後、平安中期以降となると、詔書を集成する試みはなく、近代の詔勅集も改元詔書に興味を示していないため、はなはだ粗い調査となってしまうのであるが、続群書類従公事部に改元に関する書が何部か収録されるので、調査してみよう。

まず『改元宸記』という書がある。応和四年七月十日の御記を引いているが、その中にこういう一文がある。

令延光朝臣仰左大臣云、可令作改年号詔書。其事趣、朕以不徳、久君臨天下。而今歲天変地震、災変相頻。須施徳政

(改)年号以攘灾殃。即可載大赦天下、大辟以下罪可從原免。但犯八虐、故殺謀殺強竊二盜、常赦所不免者非此限。

又天下高年及鰥寡孤独、篤癘不能自存者、量賜物之。

応和・康保の改元であるから村上天皇の時代で、左大臣は藤原実頼。記事の内容は、左大臣藤原実頼に改元詔書を作らせ。事の趣きは、朕は不徳の身ながら久しく天下に君臨しているが、今年になって天変がしきりである。すべからく徳政をほどこし年号を改めてわざわいを攘うべきである。ついでに詔書に「天下に大赦す」以下のきまり文句を載せるべきだ、というのであって、天皇にとつて大赦以下は徳政を意味していた。とすれば、改元の詔書にこの項目が慣例化するのは当然であり、それ以後も踏襲されてゆくのは予想されることである。

続類従所収の諸『改元部類』<sup>(注七)</sup>には、改元詔書が散見し、通読するに従つて、康保以下、永治、建仁、元久、貞治、永曆、建久、貞永の改元の詔書に、大赦以下の行文を見ることが出来る。この中で最も新しいのは南北朝の貞治の際のものであるが、これだけ度重なつて現われている以上、改元に際して大赦以下の文を記すのは一つの習慣となつており、朝廷が実際に全国に権力を行使しなくなつてからも、詔書の文面には相変らず記入される、形式的な文言となつていったのである。

江戸時代、寛政改元の詔書を偶然「日本古文書学提要」<sup>(注八)</sup>が写真に掲げているが、そこにもまさしく「大赦天下」以下の極り文句が記されており、安政改元詔書も、同じ慣例を踏襲している。孝明天皇時代は『孝明天皇紀』によつて詳細に知る

ことができる。この治世には嘉永、安政、万延、文久、元治、慶応と六度の改元があり、いずれの度も詳密な記事があり、大内記在光朝臣、修長朝臣などの名も見える。即位直後の嘉永を除き、それ以後の改元詔書には大赦云々の文が備わっている。こうしてみると、改元詔書に大赦を宣するのは伝統にのっとっているものであって、特に政治的主張が込められているわけではない。和銅以来千年以上にわたって、同じ形式で作文されてきたことを驚くべきなのであろう。

しかし詔書の文面に時代の空気が漂っているのは確かで、例をあげれば、安政の詔書の「洋夷」のほか、万延では、  
況復蠻夷要和。事情雖穩。浜海為市。旧制難復。奈何天意。恐失民望。

慶応改元では、

瑞応未呈。值外夷之窺刃。加以去年秋七月。防長凶徒。卒犯禁闕。銃砲余火。忽灰輦下。海内殆將扇動。庶民不得安居。

という。幕末の風雲急なるさまを生き生きと描いている。

ところで改元の実態については、下橋敬長氏『幕末の官廷』に興味深い回想がある。氏は辛酉の改元として文久、甲子の改元として元治を記憶し、改元には恩赦をとまなうことも述べている。京の日常の治安維持は所司代がとり行なっているのだが、恩赦となると検非違使が牢屋敷につかわされ、罪人を放免するというのである。次のように回想されている。

どうも私の想像では、かねて無罪にせぬればならぬ奴を、それぞれ残しておいて、そこへ出すのじゃないかと思うのです。これは私の想像ですけど、つまり軽い奴を出すのです。それから検非違使が七軒、親子ともに十四人、また行列を立てて馬に乗ってわが家へ帰ります。それが改元のお祝いでございます。改元のあるたびごとに恩赦で、牢屋敷へ向けて検非違使が参るのでございます。<sup>(五九)</sup>

天皇の政府は改元の故実を守り、この日のみ検非違使を復活させ、形式的なかたちであるが大赦の実をあげていたのであった。

しかしながら、この時期において和銅以来の、実に千年以上の伝統が生き残っていることは、天皇の權威を高める可能性とともに、実効性のない空文を天下に公布することにもなりかねず、信用の失墜の怖れもなきにしもあらずであろう。明治改元の詔書ははなはだ簡單で、

体<sub>二</sub>太乙<sub>一</sub>而登<sub>レ</sub>位、膺<sub>二</sub>景命<sub>一</sub>以改<sub>レ</sub>元。洵聖代之典型、而万世之標準也。朕雖<sub>二</sub>否德<sub>一</sub>、幸賴<sub>二</sub>祖宗之靈<sub>一</sub>、祇承<sub>二</sub>鴻緒<sub>一</sub>、躬親<sub>二</sub>万機之政<sub>一</sub>。乃改<sub>レ</sub>元、欲<sub>下</sub>与<sub>二</sub>四海内億兆<sub>一</sub>更始一新上。其改<sub>二</sub>慶応四年<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>明治元年<sub>一</sub>。自今以後、革<sub>二</sub>易旧政<sub>一</sub>、一世一元、以為<sub>二</sub>永式<sub>一</sub>。主者施行。

大政奉還、王政復古、鳥羽伏見の戦い、五箇条の御誓文といった激動の後で即位の大札を挙行し、この改元をむかえたのであるが、もはや瑞祥や災害を機にしたのではなく、更始一新のためのものであること、また以後は一世一元に改めることをも宣言している。もちろん大赦云々のきまり文句もあらわれない。その一方、文体は対句で構成された駢儷文であつて、「登位」・「改元」・「典型」・「標準」・「祖宗之靈」・「万機之政」というように平仄まで考慮した正格の文章である。使用される語も、太乙は『史記』樂書に

漢家常以正月上辛、祠太一甘泉

『淮南子』本經訓には、

帝者体太一、王者法陰陽、霸者則四時、

とある。景命は『毛詩』大雅既醉篇に、

君子万年 景命有僕

とある。一見現代語にも思われる「典型」「標準」なども漢語としての用例があり、この詔書は典故をちりばめた優雅な文体で書かれ、都良香の元慶改元の詔書、慶滋保胤の永観改元の詔書と同じ種類の文章である。しかしこの伝統はここでとだえ、大正改元の詔書は、

朕、非徳ヲ以テ、大統ヲ承ケ、祖宗ノ靈ニ誥ケテ、万機ノ政ヲ行フ。茲ニ先帝ノ定制ニ遵ヒ、明治四十五年七月三十日以後ヲ改メテ、大正元年ト為ス。主者施行セヨ。

であり、最後の「主者」以下の一文が辛うじて先例を承ける。昭和改元になると、

朕、皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ、大統ヲ承ケ、万機ヲ總フ。茲ニ定制ニ遵ヒ、元号ヲ建テ、大正十五年十二月二十五日以後ヲ改メテ、昭和元年ト為ス。

となり、それすら失われてしまう。

## 6

次に明治天皇即位に際して発せられた宣命を見ておこう。これは明治版・昭和版の『歴代詔勅集』のいずれにもおさめられず、有朋堂文庫の『詔勅集』のみが採っている。出典表記を落しているが、『太政官日誌』に記録され、検討資料とするのに問題はない。有朋堂文庫編集部は、明治天皇の部において独自の見識を示しているのである。さて全文は以下の通りである。私に、甲、乙、丙以下に分ち書きした。

### 御即位宣命（慶應四年八月二十七日）

甲 アキツミミトオホヤシヤウニシシメスメラノミトコガオホキコト長萬ノリクマフヤホミトワオホキキタチニミクサモ、ノツカサビトラアノシクノオホミカラモロクキコジメセトノリクマフ  
現神止大八洲國所知須天 皇 我 詔旨 止 宣 勅命 乎 親 王 諸臣 百 官 人 等 天 下 公 民 衆 聞 食 止 宣 布  
乙 掛 畏 枝 平 安 宮 御 宇 倭 根 子 天 皇 我 宣 布 此 天 日 嗣 高 座 乃 業 乎

丙 掛 畏 近江乃大津乃宮爾 御 宇志天 皇乃初賜比定賜倍法 隨爾仕奉止仰賜比授賜比恐美受賜倍  
 丁 御代々々乃御 定有可上爾方今天下乃大 政 古 爾復志賜比權原乃宮爾 御 宇志天 皇御 創 業乃古爾  
 基 依大御世爾彌益々爾吉依御代止 固成賜波其大御位爾即賜賜也  
 戊 進 毛不知爾 退 毛不知爾 恐 美坐止 宣 布大命乎 衆 聞 食止 宣 布  
 己 然爾天下治賜留君者良彌得乎 久 安久治賜布物爾在 衆所聞須爰朕雖淺劣親王諸臣等乃相穴比扶奉事爾  
 依 仰賜比授賜留食國乃天下 政 波 平 久 安久仕奉止 所念行須 是以彌抱正直乃心 天皇朝廷乎 衆 助  
 仕奉止 宣 布 天皇 我 勅命乎 衆 聞 食止 宣

慶應四年八月二十七日という時点で、「天の下の公民もろもろきこしめせとのりたまふ」という大和ことばによつて即位の宣言がなされたというのは驚嘆すべきことである。  
(注十二)

ここで天応元年の桓武天皇の即位の宣命を見よう。同じように甲、乙、丙以下分ち書きする。

詔曰。

甲 明 神止大八洲所知 天皇 詔旨 良麻 宣 勅 親王諸王百 官人等 天下公民 衆 聞 食 宣。  
 乙 挂 畏 現 神坐倭根子 天皇我 皇 此天日嗣高座之業乎  
 丙 掛 畏 近江大津乃宮爾 御 宇 之 天皇乃初賜比 定賜部流 隨爾被賜 且 仕奉止 仰賜比 授賜 頂爾受賜 利  
 恐 美受賜 利  
 戊 懼進 母不知爾 退 母不知爾 恐 美坐止 宣 天皇 勅 衆 聞 食 宣。  
 己 然 皇坐 且 天下治賜君者 賢人乃能臣乎得之 天下 婆 平 久安久 治物 爾在 奈母 聞 行 須 故 是以大命坐 宣 久。

アハツチヲラフサナクアレドモミコトヲツクハシメ大キキテチモキチチ  
朕雖拙劣親王始王臣等乃相穴奈相扶奉事依之此之仰賜授賜夫食國天下之政者平安久仕  
マツ倍之止オモシミス是以無誣欺之心以忠明之誠天皇朝廷乃立賜部食國天下之政者衆助仕奉止宣天皇  
奉母奈母所念行。大ニコトヲモロクキコシサトノル  
勅衆聞食宣。

庚 辭別宣久。(以下略)

「辭別宣久」以下は実母高野新笠を夫人から皇太夫人に格上げし、その他叙位等を行なうという宣言で、いわば付けたりである。それ以前が主文であり、桓武と明治と、両者を比較すると、はなはだ似ていることは論ずるまでもない。明治天皇の宣命の丁の部分（注十三）が桓武天皇の宣命に見当らないのであるが、その他の甲、乙、丙、戊、己の各部は骨組みが一致しており、明治天皇が桓武天皇の宣命をほぼそのまま使用しているのは明白である。

奈良時代の諸天皇の即位の宣命については早川庄八氏によつて論ぜられ、文武天皇以後の各天皇の即位宣命はその時の政治情勢によりさまざまであつたのに対し、桓武天皇の即位宣命は永く恒例のものとなつたことが論証されている。そこで、明治天皇の宣命の丁の部分（注十四）が、問題となつてくる。桓武以後の歴代の即位の宣命の通覧してみると、早川氏の調査された以外の天皇についても、氏の学説は不動であつた。「大日本史料」によつて、村上、三条、後深草、後柏原、後水尾の即位の宣命を見ることができ、すべて桓武の宣命に従つており神武に言及することはない。さらに「孝明天皇紀」によつて、弘化四年九月の宣命も調べてみたがここにも神武は言及されていない。以上によつて、明治天皇の即位の宣命は桓武以来の慣例を踏襲しつつも、重要な一文をあえて挿入してゐたことが判明したのである。

別系統の資料として儀式書の例を挙げておこう。「儀式（注十四）」という一書は貞観儀式のことというが、巻五に「天皇即位儀」という箇所があり、宣命を読みあげる時の群官のふるまいについての規定がある。

明神止大八洲国所知天皇詔止皇方宣敕乎衆聞食止宣、群官共称唯再拜、

掛長岐明神坐天皇我云宣、群官称唯再拜、

然皇正大坐臣天下治賜君波賢人乃云宣、群官称唯再拜舞踏再拜武官俱並振旆称万歳

宣命文のうち所定のところ、つまり甲、乙、己を読みあげた時、群官はきめられた行動をしたのであるが、それは桓武即位以来の宣命の本文が動かされることがないという条件のもとでのみ可能であった。明治天皇即位においても、この第二項「明神」が「平安宮……」に、第三項「賢人」が「良弼」に変わっただけで、しかるべき準備をととのえれば、平安朝即位式の盛儀を再現できたであろう。

百年以上が経過して寛弘八年十月十六日の三条天皇の即位式で宣命を読んだのは藤原行成であった。「権記」には宣命文を書き記しているが、群官の称唯再拜の箇所をも注記している。その部分を抜粋して引用すると、(注十五)

現神と大八洲國所知須 (中略) 天下公民衆聞食度宣、南列群官称唯再拜

懼利、進母不知仁 (中略) 天皇勅乎衆聞食度宣、群官又称唯再拜

然皇と坐天事を治賜布君波 (中略) 天皇勅乎衆聞食度宣、群官又称唯再拜

辭別宣入 (中略) 天皇御命を衆聞食と宣、群官又称唯再拜、舞踏、再拜

すなわち宣命の甲、戊、己、庚の部分で群官は称唯再拜を行なっており、「儀式」の記述とは小異がある。有職故実の伝承に際して、こういう風に流派が分岐してゆくのである。

仁治三年三月十八日の後嵯峨天皇の即位に際しての記録を『大日本史料』にあたると、記録者たちは宣命の文そのものは記録せず、その儀式の群臣の再拜について興味を示している。(注十六)一例を引くと次のとおり。

次宣命使中納言 出列步出兩三步、揖而西折、出自三位已上四位已下兩案之間、行成卿說也、若無式部上階之時、經案東并北、揖西折。及馳道之間、頗斜行

就版、每折有揖 揖指笏開之、當右殿開文、推合更當前披之、高捧、次隨低、次之推合右顧、

宣制一段、

群臣再拜、敎人不拜、

又宣制一段、

群臣再拜、

又宣制一段、或二段、西宮說也、

西宮云、宣命使就版宣制、再拜、又舞蹈、

長和實成、三段、

應德二段、寬德、治曆例歟、

保安雅定、永治成通、二段、

久嘉公能、保元忠雅、三段、

仁安隆季、行成說 四段、寬弘例云々、

治承朝方、三段、

元曆實宗、三段、

建久泰通、三段、

群臣再拜舞、

武官不拜、唯振旆稱萬歲、左右近衛內舍人等振之、近代不稱萬歲、只稱口耳、只振旆許也、



はとりもなおさずこのころまでの日本人は中国的な文章観を共通認識としていたことであって、安政・明治の改元の詔書を、平安の文人の作品と同じ基準で文学的に鑑賞、評価しようということでもある。しかし明治時代になると、詔勅は和文で書かれることが主流となるので、ここで一旦のまとめをしてみよう。

古来文章なるものは経・史・子・集の四部に整理されてきた。仏教や道教の莫大な量の文献が著わされ訳され読まれるようになって、この四部の分類は影響を受けることなく、仏・道の經典は大藏経、道藏として、別置され独立していた。近代における、西洋の文明の流入は、より大きな影響を及ぼさずにはおかず、四部の概念は解体してしまったように思われる。経・子の分類を中国哲学、史を歴史学、集を詩を主眼とする文学というように、従来文章の世界として一体であったのがある意味では合理化して分割してしまった。こうなると、大きな打撃をこうむることになったのは従来名文として愛読されてきた散文の類であろう。「過秦論」「陳情表」「出師表」など『文選』の中の誰もが知っている名文だったが、「古詩十九首」などに比べ影が薄くなってしまった。『白氏長慶集』なども、詩の部分を読するものは多いが、散文の部はいかがであろうか。まして、これら集の部におさめられる詔勅類は西欧の文学に対応するものは全く存在せず、何とも扱いに苦しむ種類になってしまったのである。

## 7

次に明治時代の詔勅の文体につき考えてみたい。資料は明治版・昭和版『歴代詔勅集』、有朋堂文庫本『詔勅集』であるが、他に、『日本史籍論集』所収藤井貞文氏「維新时期に於ける詔及び勅」が、上記以外にも資料を挙げて論じられ、有益である。

律令制の時代においては、詔・勅は明確に定義された文書であって、その書式は江戸時代の終りまで大きな変化はなかつ

た。しかし、幕末の動乱期になると、たとえば討幕の密勅と称される文書があったりする。詔勅は公文書中の公文書であるから、およそ秘密のうちに作成・行使される種類のものではない。といって、官旨や女房奉書のように事務的な用件を果すたぐいの文書では、政治的大事をになうことはできない。明治以降の詔勅はそれまでとは性質を変えて行くことになるのである。

明治時代の詔勅は、はじめ特段のきまりのない情況で発せられていて、「天皇ヨリ直接ニ発セラル、各種ノ命令」というように定義するしかないようである。そのため、詔・勅の定義にある程度の曖昧さは避けられないので、ここでは主に有朋堂文庫本に限定して考えてみたい。

「令」に規定された詔勅の文体は、宣命体と漢文の二種であった。改元の詔書は、安政・明治の二篇に見るように漢文であり、即位に際しては宣命体の詔が発せられていた。しかし、近代の国家において、この二種類はふさわしいものではないであろう。宣命体はあまりに古風であり、漢文もいわゆる駢儷体を正格とするのであるから、しだいに起草が困難になるであろう。奈良時代の日本の条件は公文書を漢文で書く以外方法がなかったのだが、千年の時を経て、日本語を公用語とするのは当然であった。

明治時代の詔勅の用語は、このように宣命体、漢文、宣命体以外の日本語文の三種であるが、さらに細かく区分することができる。宣命体は、即位の際の一篇を見るのみで、さすがにこれは使われなくなった。漢文は、明治改元の詔のようにととのった駢儷文もあれば、そこまでは形式にこだわらぬものもあるようである。漢文体のもの数はしだいに減じ、重臣の薨去に際しての詔に限られるようになった。明治二十三年六月七日、松平慶永薨去に対して発せられたのが最後である。古く隋・新羅・渤海との国交に使用された漢文は、明治時代の外交においては日本語に代っている。こうして明治時代にあつては日本語による詔書が大部分である。これにはさらに三種類を区分できそうである。試みに一番目はいわゆる候文。二番目は和文。三番目として漢文訓読体としてみよう。

明治前期は、いまだ試行錯誤の時期で、日本語による詔勅の文体も固定していない。江戸時代から明治の最後期に至るまで、候文は最も普通に用いられる文体であった。徳川慶喜の大政奉還の奏聞は、

臣慶喜謹而皇国時運之沿革を考候に、

と始まり、

此段謹而奏聞仕候

と結ぶ。討幕の密勅に対し、薩長家臣は、

抛国家堂々大挙仕可奉安宸襟候

と答えている。明治の当初、「戊申戦争の大総督熾仁親王へ下し給へる勅」は、

東北速に平定の功を奏せし段感賞せしめ候事

と結んでいる。しかし、この文体は後にはあらわれない。

和文と称したのは、「陸海軍軍人に下し給へる勅語」の文体で、これも他にはあまり見られない。

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にぞある

時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれど

剩外国の事ども起りて其侮りをも受けぬべき勢に迫りければ

朕は汝等軍人の大元帥なるぞ

ここには、「ぞある」の係り結び、「ありつれど」、「受けぬべき」「なるぞ」等、漢文訓読には使用されない語が見えている。この二つの文体があまり用いられなかったについては、このような理由が考えられよう。候文の「候」は敬語であつて、謙讓語、丁寧語として用いられる。同輩や目上に対して使用するには都合がよいが、天皇から臣下に対しては使いにくからう。また和文体は漢文に対して私的に、特に女性達によつて使用される文体であつたのだから、これも公的な場では違

和感があるだろう。文体の基準が『源氏物語』というのでは、明治時代の詔勅に用いるには不調和と言わざるを得ない。こうして、いわゆる訓読調の文語体が、もっぱら使用されるようになっていったのであったが、憲法や、軍隊の用語も、大体は同質のものであった。

この文体は江戸時代から使われているのであろうが、当初は実際漢文を訓読、書き下したものであったと思われる。ここに明治二十三年六月七日、「松平慶永薨去に付下し給へる詔書」を掲げてみると、

至誠憂国。夙竭蕃屏之重任。大義勤王。以賛中興之宏猷。偉勲有成。純忠可嘉。今也淪亡。曷勝痛惜。茲賜金幣。以弔慰。

字数をそろえ、対句を並べた駢儷文の体をなしている。次の年、明治二十四年二月二十四日、「三条実美薨去に付下し給へる詔書」は訓読体であつて、

皇道を拡張し中興の宏猷を賛く積弊を革除し維新の偉業を挙ぐ大鈞を未て誠を致し重望を負ふて謙に居る勲徳俱に崇し前古匹ひ希なり今や溘焉として長逝す曷ぞ痛悼に勝へん乃侍臣を遣はし賻を齎らし弔慰せしむ

とある。両者を朗読すれば、ほぼ同じような文章になるのであつて、「中興の宏猷を賛く」「曷ぞ痛悼に勝へん」などは、事実上同文と言えよう。三条実美宛の文を漢文にもどすことさえ可能であつて、「拡張皇道、賛中興之宏猷、革除積弊、挙維新之偉業。未大鈞而致誠、負重望而居謙。勲徳俱崇、前古匹希。今溘焉長逝、曷勝痛悼。乃遣侍臣齎賻弔慰」とでもなろうか。これはつまり漢文が原文なのであつて、これを訓読文にして一般にも理解しやすいようにやわらげたのである。当時は、作文するのにまず漢文で発想する人々が健在であつたことを意味するのであろう。彼らは江戸時代の漢学の水準をいまだに維持していたのである。しかし、明治二十三年の詔書を限りとして漢文体の詔書は終了する。これにつき何の宣言もなされずに静かに公用語としての漢文は消え、もっぱら日本語のみによって国政は営まれるようになったが、このことは日本漢文学の終幕をも画したと言えよう。明治・大正にわたり漢詩は作り続けられるものの、天皇はもはや漢文に

よつてみことのりを発することはない。

こうして訓読調の文語文が詔勅を記す際の文体となつてゆくが、明治前半の諸文体の試用を経て定まつたのであり、これは言文一致の運動に先行していた。二十二年の憲法發布、二十三年の教育勅語、帝国議会開院、二十七年日清戦争の宣戦、三十七年日露戦争の宣戦など、歴史的な画期ごとの詔勅がこの文体で記された。これらを通読すると、明治時代を通観することができ、その時代のさまざまながらが目に浮ぶようである。四十一年十月十三日「米國艦隊来航に付司令官スベリーに下し給へる勅語」の一節を引いてこの節を閉じよう。

合衆國と伝來の關係たる輯睦親善は朕が最も重要と爲す所たり益兩國の友好を牢固にして以て善隣和好の聯繫を不磨ならしむるは朕が不易の企望たること將來猶既往の如くなるべし朕は卿に囑するに此意を大統領に致さむことを以てす

## 8

以上を前おきとして、昭和二十年の詔書の検討をはじめたい。ただ、この当時の事情については当時をとり扱つた回想は無数にあり、到底読み尽すことはできない。ここでは御前会議にかかわつた迫水久常氏の講演「御前会議で聖断下る」を参考するにとどめ、文章のみに注目し、過去の詔勅類からの影響を指摘することに専念する。

さて、歴史上、軍事行動をおこし所期の目的を果し得なかつた天皇は何人もあつた。その時の地位が上皇や皇太子であつた場合も含めて思い起してみると、古くは白村江の斉明・天智、以後壬申の乱の弘文、平安以後では崇徳、安徳、後鳥羽、後醍醐などである。安徳天皇は年少ゆえ、政治的指導力を發揮しえなかつたであろうが、頼朝追討の二勅、肥後の豪族藤原高直追討の勅を發している。これら諸帝は戦局定まつた後、何ら發言は残さなかつた。そういう歴史上の先例から見

昭和二十年の詔書はまったく異例の措置であり、一般の国民、軍人を驚愕させたことであろう。

詔書の問題とすべき各文を引用し、思うところを述べてみよう。

朕深ク世界ノ大勢ト帝国ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク

威厳に満ち、また莊重に響く。言うまでもなく、「朕」は始皇帝にはじまる天子の自称であるが、冒頭にこれを置くのも詔書の文体の一つで、六国史にもいくつか例がある。また「爾」という二人称も堯舜以来の用語であり、「世界の大勢」と「帝国の現状」のような対句の表現も、駢儷文の伝統を感じさせる。

朕ハ帝国政府ヲシテ米英支蘇四国ニ対シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ

明治三十七年三月二十日「帝国議会開院式の詔勅」に「朕は東洋の平和を永遠に保持するの目的を以て朕が政府をして露国と交渉せしめたり」、また大正三年八月二十三日「独逸国に対し宣戦の詔書」に「朕ハ、此目的ヲ達セムトスルニ当リ、尚努メテ平和ノ手段ヲ悉サムコトヲ欲シ、先ツ朕ノ政府ヲシテ、誠意ヲ以テ、独逸帝国政府ニ勸告スル所アラシメタリ」とある。典型的な使役の構文で、この文体が漢文に由来することを物語っている。

抑々帝国臣民ノ康寧ヲ図リ万邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ皇祖皇宗ノ遺範ニシテ朕ノ拳々措カサル所曩ニ米英二国ニ宣戦セル所以モ亦実ニ帝国ノ自存ト東亞ノ安定トヲ庶幾スルニ出テ他国ノ主權ヲ排シ領土ヲ侵スカ如キハ固ヨリ朕カ志ニアラス

この箇所は全体として昭和十六年十二月八日「米国及び英国に対する宣戦の詔書」を承けて記されている。すなわち、

「抑々東亞ノ安定ヲ確保シ、以テ世界ノ平和ニ寄与スルハ、丕顕ナル皇祖考、丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ、朕カ拳々措カサル所、而シテ列国トノ交誼ヲ篤クシ、万邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ、之亦帝国力常ニ国交ノ要義ト為ス

所ナリ。今ヤ不幸ニシテ、米・英國ト對端ヲ開クニ至ル。洵ニ已ムヲ得サルモノアリ。豈、朕カ志ナラムヤ」語句の共通性は明らかで、一々指摘するまでもない。使用されている単語について言えば、「皇祖皇宗」は、明治二十二年二月十一日「皇室典範及憲法制定につきての御告文」に「皇祖皇宗の後裔に貽したまへる統治の洪範を紹述するに外ならず」と見え、同三十八年十月十六日「日露媾和成立に付下し給へる詔勅」に「是固より我が皇祖皇宗の威靈に頼ると雖も」とあるが、同二十三年十月三十日のいわゆる「教育勅語」に「朕惟ふに我が皇祖皇宗國を肇むること広遠に徳を樹つること深厚なり」とあり、これによって国民の耳にも親しい言葉であつたらう。明治初期には「祖宗」「先帝」「列聖」「列祖」などと言われていたのが、明治の二十年代から「皇祖皇宗」と熟するようになった。

「拳々」は、いわゆる教育勅語に「朕爾臣民と俱に拳々服膺して咸其徳を一にせんことを庶幾ふ」というくだりから、耳に親しい語であつたはずである。ここはさらに、『中庸』の「回之為人也、扱乎中庸、得一善、則拳拳服膺、而弗失之矣」にもとづくのである。

然ルニ交戦已ニ四歳ヲ閱シ朕カ陸海將兵ノ勇戦朕カ百僚有司ノ励精朕カ一億衆庶ノ奉公各々最善ヲ尽セルニ拘ラス戦局必スシモ好転セス世界ノ大勢亦我ニ利アラス

この箇所は共同宣言受諾のやむなきに至つた時点で、陸海將兵以下をいささかも非難せず、勇戦・励精・奉公と称し、最善を尽したと評し、しかも戦局必ずしも好転せずと結んだのであり、苦闘を重ねてきた陸海軍は、もつて瞑するところがあつたのではないか。

加之敵ハ新ニ残虐ナル爆弾ヲ使用シテ頻ニ無辜ヲ殺傷シ惨害ノ及フ所真ニ測ルヘカラサルニ至ル而モ尚交戦ヲ継続セムカ終ニ我カ民族ノ滅亡ヲ招来スルノミナラス延テ人類ノ文明ヲモ破却スヘシ

ここでは原子爆弾の使用をとりあげ、明確に非人間性を指摘している。しかも、日本にとどまらず、その影響が世界に及び人類の文明全体にかかわることを述べている。なお、昭和十五年九月二十七日「日本国独逸国及び伊太利国三  
国条約締結に関する詔書」に、「今や世局ハ其騒乱底止スル所ヲ知ラス人類ノ蒙ルヘキ禍患亦將ニ測ルベカラザルモノ  
アラン」すでにこのように近代戦の悲惨さが指摘されていたのであった。以上を共同宣言受諾の理由として述べる。

朕ハ帝国ト共ニ終始東亜ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ対シ遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得ス

この時にいたってなお友好諸盟邦に対し会釈を忘れないのは、驚くべき誠意であろう。ドイツ、イタリアの交戦終結のさまとはいちぢるしく異なつたあたりかたと思う。ここに考慮されている国々は現代から見ても単なる傀儡政権にすぎないし、日本帝国に運命を託した人々がたしかに存在したのである。

帝国臣民ニシテ戦陣ニ死シ職域ニ殉シ非命ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ五内為ニ裂ク且戦傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ朕ノ深く軫念スル所ナリ

ここから戦後生れの者にとつても胸にせまる文章が続く。当時の人々にとつていかに痛切な行文であつたかは想像するのみである。ここでは単にそれ以前の詔勅類を探つて表現の淵源を示そう。戦争に際して戦死者の出ることはまことにやむをえない事態であり、それに対する慰霊の文の前例を指摘することができる。日清戦争後、明治二十八年五月十三日「陸海軍人に下し給へる勅諭」に、「独り鋒鏑に斃れ疾病に死し然らざるも病魔となりたるものに至りては朕深く其事を烈として其人を悲まざるを得ず」。日露戦争後明治三十八年十月十六日「日露媾和成立に付陸海軍人に下し給へる勅諭」に「深く其の戦に死し病に斃れ又は癆瘵と為りたる者を悼む」とある。戦場から遠かつたと思われる第一次世界大戦にあつても、大正九年一月十日「平和克復に際し陸海軍人に賜はりたる勅諭」に「切二戦二死シ病二

斃レ、傷痕シテ癢癩ト為リタルモノヲ悼ム」とある。昭和になると十二年十一月十二日「北支及び内蒙方面に作戦せる陸軍將兵に賜はりたる勅語」に「思ウテ敵丸ニ殪レ病瘴ニ僵レタル者ニ及ヘハ寔ニ忉忉ニ勝ヘス」とあり、さらに同年十一月二十日、十三年七月七日、同年十月三日の勅語にも、同様の文言が見られる。日中の戦闘はこの段階ですでに損耗を強いられる状況にあつたことをうかがわせるが、それでも被害は軍人の範囲におさまっていた。二十年の詔書では帝国臣民全体の死者を悼まなければならなくなっていた。死亡した人々と、被害を受け生き残つた人々を対にして表現している。

惟フニ今後帝国ノ受クベキ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラス爾臣民ノ衷情モ朕善ク之ヲ知ル然レトモ朕ハ時運ノ趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス

敗戦後の苦勞については我々の世代も年輩の人々から聞かされ、その他様々の媒体を通じ、外地からの引き上げや、物価の大変動など承知している。それを予告した上で、文章は次に進んでゆき、この詔書の最も有名な、忘れ難い箇所に至る。すなわち、「堪ヘ難キヲ堪ヘ」からの部分である。ここは現在においてなお人々に記憶され続けているのであるが、千数百年にわたり発せられ続けた詔書の中で、そのような箇所はここだけである。「陸海軍軍人に下し給へる勅語」「教育勅語」はなるほどあまねく暗誦されたであろうが、それは国家によつて強制されたことである。こちらはいかなる強制もないのかかわらず記憶され続けている。

ところで原文「堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ」は「以テ万世」以下にかかる修飾語であつて、言いあらわしたいはずなのは「万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス」であろう。しかし「万世云々」を記憶しているものはなほだ少なからうと信ずる。それは何故であろうか。諸回想によれば御前会議における天皇の発言により、共同宣言受諾が決定するが、詔書にはその発言のおもむきが生かされており、「堪ヘ難キヲ堪ヘ」の部分は天皇によつて発せられているのであ

り、出席者はその言葉をかみしめていたのであつて、共通の感概が一同の胸に去来し、それが詔書を通じて全国に広まっていたのである。「万世ノ為ニ」以下は、簡潔に崇高な理念が表明されているものの、『近思録』為学類に「為万世開太平」とあるのを訓読して引用したのであつて、全く出自の異なる二つを継ぎ合せたのである。どちらが人々の胸を打ち記憶されるかは明らかである。

朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ

この「国体ヲ護持シ得テ」の箇所は、詔書の発せられた時点では未確定のはずで、やや文意の鮮明さを欠くように思われ、文中只一箇所の瑕瑾かと感じさせる。「信倚」は、昭和十六年十二月八日の「米國及び英國に對する宣戰の詔書」に「朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ」とあり、大正期以降何度か詔勅にあらわれている。「常ニ爾臣民ト共ニ在リ」は訓読調の文体の簡潔で力強い表現である。日本人としてはこれを当然と思つたであろうが、普仏戦争、第一次世界大戰等での敗戦国の君主の運命に思いを致せば、日本の君主の態度は特筆されるべきであろう。

若シ夫レ情ノ激スル所濫ニ事端ヲ滋クシ或ハ同胞排擠互ニ時局ヲ乱リ為ニ大道ヲ誤リ信義ヲ世界ニ失フカ如キハ朕最モ之を戒ム

ここは軍の一部の過激派を念頭においた箇所であろう。事実一部の軍人は皇居に侵入し権力の奪取を試みたのであつたが、この詔書が発せられてより静穩になつた。なお「排擠」の語は、昭和十二年十一月二十日の「上海方面に作戰せる陸軍將兵に賜はりたる勅語」に「上海方面ニ作戰セル軍ノ將兵ハ、克ク海軍ト協力シ、障礙ト抵抗トヲ排擠シテ、敵前上陸ヲ敢行シ」と「排擠」のかたちで見えている。

任重クシテ道遠キヲ念ヒ

【論語】泰伯篇に「任重而道遠」とある。昭和十四年五月二十二日「青少年学徒に賜はりたる勅語」に「国本ニ培ヒ国力ヲ養ヒ以テ国家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトス任タル極メテ重ク道タル甚タ遠シ」と、すでに引用されたことがある。

爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ体セヨ

明治二十八年四月二十二日「戦勝後臣民に下し給へる詔」に「汝有衆其れ善く朕が意を体せよ」、また大正九年一月十日「平和克復の詔書」に「爾臣民、其レ克ク朕カ旨ヲ体セヨ」とあり、いずれも戦争の終了後に出された詔書であるから、重大な事態における詔書の終結部書き留めの形式を踏んで書かれているのである。

以上の検討によつて、この詔書が実によく考えぬかれて起草されたことがわかる。宣戦の本意を堅持し、同盟国に対して遺憾の意を表し、敵国に対しては原子爆弾の使用を非難する。臣民に対しては軍、官、民のいずれも最善を尽したものと評価し、死傷者と遺族に深甚の同情を寄せている。今後の苦難を明確に予告した上で臣民と運命を共にすることを宣言する。一方一部將兵の暴発を予想して懇切な説得をなし、その上で将来を展望する。

このような内容を盛る容器としての言語はどのようなものであったのか。それは六国史や『本朝文粹』以来の伝統を継承する詔勅の言語であった。「朕」という語、対句の多用などに、往時駢儷文でつづられた詔勅の文体の影響がのぞいているのである。具体的には漢文訓読に由来する文章なので、多くの漢語を含み、「——ヲシテ——セシム」という使役の構文、「斯ノ如シ」「若シ夫レ」「宜ク……スベシ」などのかたちとその出自を見てとることができる。したがって漢籍の引用は自在であり、地の文と見わけがつかないくらいに溶け込んでいる。ただし、この態度は王朝時代の文人とは全く異なつて

いる。典故を使用して典雅な文章をつづることと、引用によって自らの主張を強調しようとするのでは全く異なる精神である。『近思録』の引用からわかるように、この詔書は儒学を朱子学として理解する人々によって起草されているのである。明治以来の詔書の蓄積により、昭和二十年の詔書の起草者は成熟した文型、豊富な語彙を利用することができた。相手国政府に対して通告をしたことの報知、戦死者に対する追悼、重々しい終結部、いずれも過去に用例を求めることができた。臣民は『陸海軍軍人に下し給へる勅語』『教育勅語』、昭和十六年の宣戦の詔書などを日常的に読みかえしていたので、紙の上に印刷された終戦の詔書を読んだ場合、理解困難だったとは考えられない。耳で聞いて意味がわからないという指摘はもつともであるが、訓読文の大きさをなす漢文それ自体が目で読むために発達したのであって、耳で聞くようにはできていない。その上、詔勅の文体が固まったのは明治前期で、言文一致運動の開始以前のことであった。

戦後この文体はすたれ、現在ではこれによって新しい作品が生まれることはない。明治憲法、軍隊といった、この文体を用いていた大きな存在が消滅した以上は当然である。歴史に沿って考えてみても、元来漢文で発想して文を作っていた人々が訓読文という平易化を試みてできた文体であったのに、昭和二十年においては御前会議での口頭の発言をこの文体に脚色しているのであって、いわば耳で理解できる口語文を理解困難な文語文に翻訳しているのである。この文体に将来はなく、この詔書が最後の達成となったのはやむを得ない。ただ、「五内為二裂ク」「常ニ爾臣民ト共ニ在リ」などの簡潔にして力強い表現は、この文体によってのみ可能であった。

「堪へ難キヲ堪へ忍ヒ難キヲ忍ヒ」という語句が現代においてもあまねく人々の心中に記憶されていることから、日本人の感受性の特徴を見ることができ、元来この句は下に来る「何々をする」というところにかかる修飾句であり、両者を合せて完成した文章になるので、全体が記憶されるか、あるいはむしろ「何々をする」にあたる部分に重点がおかれてしかるべきである。ところがそうはならなかった。思うに肝腎のところを言い残して相手の想像にまかせるのは歌論にいう「余情」「余りの心」であり、明示するより暗示によって本意を悟らせることが歌人の力であった。詔書の起草者がその

ような効果をねらったとは思われないが、結果として当時の人々はそれぞれの戦争中の、また戦後の苦難を想起したであろうし、戦後の世代のものも、自らは体験しなかったところのことどもを思うのである。

西洋の演劇の名言を想いおこせば、

不思議なものは数あるうちに、人間以上の不思議はない。(註十七)

冠を頂く頭は安からず。(註十八)

のごとくで、確かに深遠な思索を簡潔な詩句にまとめている。ひるがえって歌舞伎狂言の名台詞を思うと、

「由良之助は」「いまだ参上つかまつりませぬ」

〔仮名手本忠臣蔵〕四段目

いやさお富、久しぶりだなア

〔切られ与三〕三幕目

知らざあ言つて聞かせやしよう

〔弁天小僧〕序幕

という具合で、言葉には何の意味もない。しかし、芝居通の者がこれらによつてその一場面、あるいは芝居全体を思い起こすきっかけとなるのであり、決して空虚な台詞にとどまるものではない。言いあらわすべき思想を凝縮して格言の一句のように切りつめた西洋の劇詩の一行は、翻訳によつても内容が伝わってくるが、歌舞伎の台詞は全く傾向が異なっているわけである。

以上詔勅についていろいろ考えてみたが、千年をこえる遠大な歴史に向きあうにはあまりに能力が不足していることを痛感する。今後も研鑽につとめたい。

注一 岩波文庫本、上巻二〇四ページ。

注二 中公新書、宮崎市定『科挙』一六五ページ。

注三 伊地知鉄男『日本古文学書学提要』上二二二ページ。

注四 有朋堂文庫本により、孝明天皇紀によって訂正を加えた。

注五 国史大系本による。傍訓は、『歴朝詔詞解』に拠って加えられたものである。

注六 統群書類第十一輯上、一〇九ページ。

注七 注六に同じ。

注八 上巻一八二ページ。

注九 東洋文庫本一二八ページ。

注十 有朋堂文庫本による。

注十一 太政官日誌により訂正したところがある。

注十二 注五に同じ。

注十三 『日本の社会史』第3巻権威と支配Ⅱ律令国家。「王朝国家における天皇」

注十四 故実叢書所収。同書一五一ページ。

注十五 史料大成本によった。『権記』二二一九八ページ。

注十六 第五篇之十四。二八〇ページ。「御即位次第仁治度」による。

注十七 『アンティゴネ』三三二。

注十八 『ヘンリ四世』第二部第三幕第一場。漱石『文学評論』第六編ダニエル、デフォーと小説の組立 に見える漱石訳。

## 参考文献

明治版・昭和版・有朋堂文庫の各詔勅集のほか、「青少年学徒に下し賜はりたる勅語」は『週報』昭和十四年五月三十一日号に、昭和十六年以後の詔勅は、

歴代詔勅謹解（昭和十九年十二月五日発行育英出版株式会社）

によった。

昭和二十年の詔書は、『朝日新聞』平成七年八月十五日の復刻による。

昭和天皇・終戦の詔書 展転社刊

右は二十年八月十五日の放送と、追水久常内閣書記官長の「御前会議で聖断下る」と題する講演を音盤化したものである。解説として小冊子を添える。

孝明天皇紀

太政官日誌

右二書は国会図書館の、近代デジタル・ライブラリーによった。

以上については本学図書館の館員諸君に懇切な教示をして頂いた。銘記して謝意を表する。

(文学部・文学研究科教授)